



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年7月9日金曜日 第1573号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（御荘町）.....	749
字の区域の変更（ " ）.....	749
新たに生じた土地の確認（御荘町）.....	749
字の区域の変更（ " ）.....	749
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等.....	750
産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等.....	750
医師の指定.....	750
医療機関の指定.....	751
地籍調査の成果の認証.....	751
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	751
道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線）.....	752
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	752
道路の供用開始（ " ）.....	752
道路の区域変更（県道松山伊予線）.....	752
道路の供用開始（ " ）.....	753
道路の供用開始（県道北条玉川線）.....	753
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	753
道路の供用開始（ " ）.....	754
道路の供用開始（県道長浜中村線）.....	754
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	754
道路の供用開始（ " ）.....	754
道路の区域変更（県道節安下鍵山線）.....	755
道路の供用開始（ " ）.....	755
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	755
道路の供用開始（ " ）.....	755
道路の区域変更（県道篠山公園線）.....	756
道路の供用開始（ " ）.....	756
都市計画事業の認可.....	756

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	756
愛媛県立医療技術短期大学入学試験（専攻科）の実施.....	757
職業訓練指導員試験の実施.....	758

人事委員会公告

平成16年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....	759
平成16年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....	762
平成16年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	764
平成16年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	767

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	769
-----------------------------	-----

雑 報

平成16年度行政書士試験の実施について.....	769
--------------------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令（2件）.....	770
-------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1488号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、御荘町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は御荘町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
御荘町高畑189の1、189の2、190の1、190の5、226、228、231、232の1、232の2、233の1、234の1、812の1、812の3、851から854まで、855の1、855の3及び856の地先	2,664.79

○愛媛県告示第1489号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、御荘町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
高畑	御荘町高畑189の1、189の2、190の1、190の5、226、228、231、232の1、232の2、233の1、234の1、812の1、812の3、851から854まで、855の1、855の3及び856の地先公有水面埋立地	2,664.79

○愛媛県告示第1490号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、御荘町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は御荘町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
御荘町高畑189の2、190の1、190の5、226、228、231、232の1、232の2、233の1、234の1、812の1、812の3、851から854まで、855の3及び856の地先	1,073.29

○愛媛県告示第1491号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定

により、御荘町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域 面積 (平方メートル)
高畑	御荘町高畑189の2、190の1、190の5、226、228、231、232の1、232の2、233の1、234の1、812の1、812の3、851から854まで、855の3及び856の地先公有水面埋立地	1,073.29

○愛媛県告示第1492号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び四国中央保健所並びに四国中央市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
四国中央市長 井原 巧
四国中央市三島宮川4丁目6番55号
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
四国中央市寒川町字神ノ木229番1、232番2、369番1及び369番2並びに同町字岩崎797番3及び4781番並びに同市具定町字倉之内708番3の地先
- 産業廃棄物処理施設の種類
管理型産業廃棄物最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、ばいじん、汚泥（無機性汚泥）
- 申請年月日
平成16年6月15日
- 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の

保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び四国中央保健所

○愛媛県告示第1493号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の5第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び大洲保健所並びに内子町役場において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
エコシステム株式会社
喜多郡内子町城廻991番地1
代表取締役 橋本 隆
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
喜多郡内子町村前766番1
- 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、感染性産業廃棄物
- 申請年月日
平成16年6月28日
- 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の変更にし利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。
(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見
(2) 提出先
愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び大洲保健所

○愛媛県告示第1494号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
呼吸器機能障害	内 科	愛媛県立今治病院	酒 井 希美子	今治市石井町四丁目5番5	平成 16年7月1日
肢体不自由・音声又は言語・ 心臓・じん臓・呼吸器機能障害	"	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	貞 島 博 道	宇和島市住吉町二丁目6番24号	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器機能障害	"	新居浜協立病院	柴 淳	新居浜市若水町1-7-45	"
"	"	"	谷 本 浩 二	"	"
肢体不自由・ぼうこう又は直腸・ 小腸機能障害	外 科	公立周桑病院	和 久 利 彦	東予市壬生川131番地	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器機能障害	内 科	日吉村国民健康保険診療所	川 田 好 高	北宇和郡日吉村大字下鍵山299番地	"
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	"	市立大洲病院	二 宮 常 之	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	"
"	"	"	山 西 浩 文	"	"
肢体不自由・じん臓・呼吸器・ 小腸機能障害	"	喜多医師会病院	亀 岡 博	大洲市徳森字小鳥越2632-3	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器機能障害	"	愛媛労災病院	鐘 江 香	新居浜市南小松原町13番27号	"
肢 体 不 自 由	脳神経外科	"	福 井 啓 二	"	"
聴覚・平衡・音声又は言語・ そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	"	辻 田 達 朗	"	"
肢体不自由・じん臓・呼吸器・ ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	中 島 亮 太 郎	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	"
肢体不自由・じん臓・呼吸器 機能障害	内 科	"	井 添 洋 輔	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器機能障害	"	井 出 病 院	井 出 透	今治市常盤町七丁目3-6	"
呼 吸 器 機 能 障 害	"	今治セントラル病院	亀 井 將 子	今治市松本町二丁目6番地6	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう又は直腸・ 小腸機能障害	"	西予市立野村病院	富 田 仁 美	西予市野村町大字野村9号53番地	"
"	"	"	大 塚 菜 穂 子	"	"
肢 体 不 自 由	外 科	西予市国民健康保険狩江診療所	深 澤 昭 治	西予市明浜町大字狩浜2番耕地1321番地4	"

○愛媛県告示第1495号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
わかば薬局	温泉郡重信町志津川160-1		平成16年 7月1日

○愛媛県告示第1496号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
津島町	大字近家の一部	平成14年度から 平成15年度まで	津島町の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成16年7月9日

○愛媛県告示第1497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、越智郡大西町脇地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・脇地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成16年7月9日から8月6日まで

3 縦覧場所

大西町役場

○愛媛県告示第1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川新居浜野田線	新居浜市平形町815番122地先から 同市東雲町一丁目288番3地先まで	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川松山線	松山市南梅本町甲22番2から 同市梅本町甲52番4まで	旧	メートル 5.0～5.5	キロメートル 0.036	
			新	10.0～10.0	0.036	
"	"	松山市南梅本町甲875番2から 同市梅本町甲872番2まで	旧	5.0～7.8	0.065	
			新	5.0～10.0	0.065	

○愛媛県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	松山市南梅本町甲22番2から 同市梅本町甲52番4まで	平成16年7月9日
"	"	松山市南梅本町甲875番2から 同市梅本町甲872番2まで	"

○愛媛県告示第1501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山伊予線	伊予市上野字蓼原234番から 同字227番まで	旧	メートル 7.2～8.8	キロメートル 0.077	
			新	13.2～14.9	0.077	
"	"	伊予市上野字藤ノ木130番2から 同市上野字蓼原263番2まで	旧	6.5～7.0	0.032	
			新	12.1～14.8	0.032	
"	"	伊予市宮下字屋鋪窪782番1地先から 同市上野字藤ノ木140番1まで	旧	6.0～7.7	0.017	
			新	15.8～16.0	0.017	

○愛媛県告示第1502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	伊予市上野字藤ノ木130番2から 同市上野字蓼原263番2まで	平成16年7月9日
"	"	伊予市上野字藤ノ木140番1から 同字141番3まで	"
"	"	伊予市宮下字屋鋪窪782番1地先から 同市上野字藤ノ木140番1まで	"
"	"	伊予市宮下字屋鋪窪750番1から 同市782番1地先まで	"

○愛媛県告示第1503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	北条市中西外字末元64番3から 同市中西外字木傳66番6まで	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1581番2	旧	メートル 4.7～6.9	キロメートル 0.087	
			新	4.7～12.5	0.087	

○愛媛県告示第1505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1581番2	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町大字下須戒甲642番地先から 同大字甲1829番2地先まで	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂4273番1地先から 同大字4273番5まで	旧	メートル 5.2～10.4	キロメートル 0.055	
			新	6.5～70.9	0.053	
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂4273番5から 同大字4279番地先まで	旧	5.8～16.2	0.090	
			新	7.0～36.1	0.044	
"	"	喜多郡肱川町大字山鳥坂4279番地先	旧	4.8～7.3	0.087	
			新	6.3～33.0	0.080	

○愛媛県告示第1508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂4273番 1 地先から 同大字4279番地先まで	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川中173番 2 から 同大字1558番地先まで	旧	メートル 4.0~26.1	キロメートル 0.250	
			新	7.1~27.8	0.250	

○愛媛県告示第1510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川中173番 2 から 同大字1558番地先まで	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2653番 2 地先から 同大字2653番 2 まで	旧	メートル 5.3~28.1	キロメートル 0.063	
		北宇和郡津島町大字御内2653番 2 地先から 同大字2653番 2 まで	新	5.3~28.1	0.063	
		及び 北宇和郡津島町大字御内2653番 1 地先から 同大字2653番 2 まで		6.5~18.3	0.064	

○愛媛県告示第1512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2653番 1 地先から 同大字2653番 2 まで	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	篠山公園線	南宇和郡一本松町正木291番2から 同町正木288番6まで	旧	メートル 11.5~21.2	キロメートル 0.066	
			新	14.0~37.1	0.066	

○愛媛県告示第1514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	篠山公園線	南宇和郡一本松町正木291番2から 同町正木288番6まで	平成16年7月9日

○愛媛県告示第1515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。
平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施行者の名称
松山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松山広域都市計画道路事業

- 3 事業施行期間
平成16年7月9日から
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
松山市古川北二丁目及び古川北三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成16年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月28日	特定非営利活動法人 農林畜水産環境管理協会	大崎英樹	愛媛県松山市枝松一丁目9番26号	この法人は、農林畜水産業に携わる組織に対し、国際標準化機構における環境マネジメントシステム規格（ISO 14001）の認証取得支援をはじめとした環境保全型農業への取り組みに対する支援を行うほか、農林畜水産業を取り巻く環境問題についての調査・研究及び普及・啓発に関する事業を行い、アジア圏を中心とした諸外国より研修生を受け入れ、農林畜水産業に携わる組織に対し派遣することにより、農の分野から地球環境の保全と国際交流に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県立医療技術短期大学入学試験（専攻科）の実施について

平成17年度愛媛県立医療技術短期大学入学試験（専攻科）を次のとおり実施する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

課 程	期 日	場 所	修業年限	募 集 人 員	修 了 後 の 資 格
地域看護学専攻	(1) 一般入学試験 平成17年 1月22日（土） (2) 推薦入学試験 平成16年 11月21日（日）	伊予郡砥部町高尾田 543 番地 愛媛県立医療技術短期大学	1 年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、8人以内）	保健師国家試験の受験資格が得られる。
助産学専攻	同 上	同 上	同上	20人（うち、推薦入学試験による募集人員は、5人以内）	助産師国家試験の受験資格が得られる。

2 受験資格

(1) 一般入学試験

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、助産学専攻にあつては、女子に限るものとする。

ア 短期大学の看護に関する学科を卒業した者又は平成17年3月卒業見込みの者

イ 専修学校の看護に関する専門課程を修了した者又は平成17年3月修了見込みの者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の10の規定により大学に編入学することができる者

ウ 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者又は平成17年3月修了見込みの者でその最終の課程において看護に関する課程を修了し、又は修了する見込みのもの

エ その他愛媛県立医療技術短期大学において、アに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 推薦入学試験

ア 地域看護学専攻

出願できる者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、かつ、(エ)及び(オ)に掲げる要件を満たす者とする。

(ア) 愛媛県内の短期大学の看護に関する学科を平成17年3月卒業見込みの者

(イ) 愛媛県内の専修学校の看護に関する専門課程を平成17年3月修了見込みの者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者

(ウ) その他愛媛県内の看護師学校養成所を平成17年3月卒業見込みの者で愛媛県立医療技術短期大学において、(ア)に掲げる者と同等以上の学力があると認められたもの

(エ) 在学学校の長の推薦があること。

(オ) 合格した場合は、入学することを確約できること。

イ 助産学専攻

出願できる者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、かつ、(エ)及び(オ)に掲げる要件を満たす者とする。ただし、女子に限るものとする。

(ア) 愛媛県内の大学又は短期大学の看護に関する学科を卒業した者又は平成17年3月卒業見込みの者

(イ) 愛媛県内の専修学校の看護に関する専門課程を修了した者又は平成17年3月修了見込みの者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者

(ウ) その他愛媛県内の看護師学校養成所を卒業した者又は平成17年3月卒業見込みの者で愛媛県立医療技術短期大学において、(ア)に掲げる者と同等以上の学力があると認められたもの

(エ) 卒業学校又は在学学校の長の推薦があること。

(オ) 合格した場合は、入学することを確約できること。

3 試験科目

(1) 一般入学試験

科 目	備 考
看 護 学	
英 語	

- (2) 推薦入学試験
小論文及び面接
- 4 入学願書受付期間及び提出先
- (1) 受付期間
- ア 一般入学試験
平成16年12月13日(月)から17日(金)まで
- イ 推薦入学試験
平成16年11月1日(月)から5日(金)まで
- ウ 郵送による場合は、当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 提出先
〒791 2101 伊予郡砥部町高尾田 543 番地
愛媛県立医療技術短期大学
- 5 提出書類等
- (1) 次の書類等を提出すること。
- ア 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横5センチメートルの写真を3枚はること。)
- イ 成績証明書
- ウ 卒業証明書又は卒業見込証明書
- エ 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒)
- オ 入学選考料18,000円(愛媛県収入証紙により納付するものとし、消印は、しないこと。ただし、愛媛県収入証紙を購入できない者は、郵便為替を同封すること。)
- カ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学学校の長(助産学専攻にあっては、卒業学校の長を含む。)の推薦書、志望理由書及び履歴書(募集要項に添付の用紙を使用すること。)
- (2) 入学願書は、愛媛県立医療技術短期大学へ請求すること(郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)
- 6 合格発表等
- (1) 一般入学試験
平成17年1月28日(金)午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。
- (2) 推薦入学試験
平成16年12月2日(木)午前10時に愛媛県立医療技術短期大学の掲示板に、合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。
- 7 その他
詳細については、愛媛県立医療技術短期大学へ問い合わせること(郵便により問い合わせる場合は、あて先を明記して、所要の郵便切手をはった返信用封筒を同封するか、又は往復はがきで問い合わせること。)

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成16年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験を実施する職種

- (1) 学科試験(関連学科及び指導方法)を実施する職種
機械科、洋裁科、和裁科、木工科、冷凍空調機器科、配管科及び塗装科
- (2) 学科試験(指導方法)を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11に掲げる全職種(①に掲げる職種を除く。)

2 試験の実施期日

平成16年9月26日(日)午前10時

3 試験の実施場所

松山市西垣生町2184番地
愛媛職業能力開発促進センター

4 受験申請書の提出期間

平成16年8月6日(金)から8月20日(金)までとする。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

6 合格発表

平成16年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

- (1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。
なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円

分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問い合わせは、労政雇用課技能振興係（電話（089）912 2504）にすること。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成16年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成16年7月9日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2愛媛県庁内 〒790-8570
電話（089）912-2826

平成16年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成16年8月6日（金）から9月3日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成16年8月9日（月）から8月20日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	2人程度	知事の事務部局、公営企業管理者の事務部局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	1人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	2人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容	
大程 学卒 業度	学校栄養士	5人程度	県立学校又は市町村立小学校若しくは中学校（共同調理場を含む。）に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。
短期 大学 卒業 程度	保育士	1人程度	知事の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、保育士の養成や児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。
	歯科衛生士	1人程度	知事の事務部局又は公営企業管理者の事務部局の本庁又は地方機関に勤務し、口腔衛生指導、歯科保健事業の推進、歯科衛生思想の普及啓発等の業務に従事します。

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生 年 月 日	学 歴 ・ そ の 他
行政事務	昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成17年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
学校事務		
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生 年 月 日	資 格 ・ 免 許 ・ 学 歴
学校栄養士	昭和50年4月2日以降に生まれた者	次のいずれかに該当する者 1 管理栄養士の免許を有する者又は平成17年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者 2 栄養士の免許を有する者又は平成17年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者で、大学を卒業した者又はこれを平成17年3月末日までに卒業する見込みの者
保育士	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	保育士の資格を有する者又は平成17年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
歯科衛生士		歯科衛生士の免許を有する者又は平成17年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者

4 試験の方法

(1) 初級

ア 第1次試験

(ア) 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験（択一式50題、解答時間2時間）を行います。

(イ) 適性試験

公務員として職務上必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験（択一式、解答時間15分）を行います。

イ 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(ア) 口述試験

(イ) 作文試験

(ウ) 適性検査

(エ) 身体検査

(2) 資格免許職

ア 第1次試験

(ア) 教養試験

公務員として必要な一般的知識及び知能について、各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の筆記試験（択一式50題、解答時間2時間30分）を行います。

(イ) 専門試験

各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験（択一式40題、解答時間2時間）を行います。
なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

イ 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(ア) 口述試験

(イ) 作文試験

(ウ) 適性検査

(エ) 身体検査

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成16年 9月26日 (日曜日)	午前9時から 午後0時5分まで	(1) 松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号) (2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成16年10月中旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
			午前9時から 午後3時まで	
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成16年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成17年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (1) 初級
行政職給料表1級3号給(現行給料月額 138,800円)
- (2) 資格免許職

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
学 校 栄 養 士	医療職給料表(二)2級2号給 176,600円
保 育 士	行政職給料表1級5号給 148,500円
歯 科 衛 生 士	医療職給料表(二)1級4号給 151,300円

8 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課(西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島)、愛媛県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話(03)5212-9071)、愛媛県大阪事務所(大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話(06)6441-2829)等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページ(http://www.pref.ehime.jp/)の電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。

	受験票が9月17日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

9 例題等の公表

教養及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者		合格発表の日から1週間	

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
学 校 栄 養 士	解剖生理学、病理学、生化学、食品学、食品加工学、栄養学、栄養指導論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食管理（調理学を含む。）、食品衛生学、公衆衛生学、健康管理概論
保 育 士	社会福祉、児童福祉（養護原理を含む。）、発達心理（精神保健を含む。）、保育原理、保育内容、保健衛生
歯 科 衛 生 士	解剖学及び生理学、病理学、微生物学及び薬理学、口腔衛生学、衛生学・公衆衛生学、栄養指導、歯科臨床大要、歯科予防処置、歯科診療補助、保健指導

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成16年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成16年7月9日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570

電話（089）912-2826

平成16年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成16年8月6日（金）から9月3日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成16年8月9日（月）から8月20日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
少年補導職員	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、交通指導、広報活動等の業務に従事します。

3 受験資格

- (1) 昭和44年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者（昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成17年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 教員免許を有する者又は平成17年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を含む。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成17年3月末日までに修学する見込みの者

4 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験

公務員として必要な一般の知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験（択一式50題、解答時間2時間30分）を行います。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

- ア 口述試験
- イ 作文試験
- ウ 適性検査
- エ 身体検査

検査基準は、次のとおりです。

- (ア) 身長 男子は、160センチメートル以上であること。
女子は、155センチメートル以上であること。
- (イ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (ウ) 弁色力 完全であること。
- (エ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成16年9月26日（日曜日） 午前9時から 午前11時45分まで	松山東高等学校 （松山市持田町二丁目2番12号）	平成16年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成16年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成17年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考（面接等）を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において約50日間、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表2級2号給（現行給料月額170,700円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続

<p>申込用紙の入手方法</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務福祉部総務調整課（西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「少年補導職員請求」と朱書し、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページ（http://www.pref.ehime.jp/）の電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p>
<p>申込方法及び受験票の交付</p>	<p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「少年補導職員申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が9月17日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。</p>
<p>受験手続その他の問い合わせ先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p>

9 例題等の公表

教養試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点 及 び	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	総合順位	合格発表の日から1週間	

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成16年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成16年7月9日

愛媛県人事委員会

（松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790 - 8570）
 電話（089）912 - 2826

愛媛県警察本部

（松山市南堀端町2番地2 〒790 - 8573）
 電話（089）934 - 0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成16年8月19日（木）から9月10日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成16年8月20日（金）から8月30日（月）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県
20 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度

なお、申込時には、次のことに注意してください。

- (1) 志望する都府県を第2志望まで選択できます。ただし、愛媛県を第2志望とすることはできません。
- (2) 申込後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 第1志望の都府県で第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成17年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験（択一式50題、解答時間2時間）を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

- (ア) 身長 160センチメートル以上であること。
- (イ) 体重 47キログラム以上であること。
- (ウ) 胸囲 78センチメートル以上であること。
- (エ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
- (オ) 弁色力 完全であること。
- (カ) 聴力 完全であること。
- (キ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成16年10月10日 (日曜日) 〔午前 学科試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成16年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成16年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成17年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給（現行給料月額 170,400円）、高校卒程度で公安職給料表1級2号給（現行給料月額 156,700円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）請求」と朱書し、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページ（ http://www.pref.ehime.jp/ ）の電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（高卒）申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月4日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス（電子申請システム）で確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 例題等の公表

教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点 及 び 総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者		合格発表の日から1週間	

（注）開示する試験結果は、愛媛県を志望した受験者にかかるもので、愛媛県以外の都府県を第1志望とした受験者にかかる試験結果の開示については、それぞれの都府県により取扱いが異なります。

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成16年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成16年7月9日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
電話(089)912-2826

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
電話(089)934-0110 内線2623・2624

愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成16年8月19日（木）から9月10日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成16年8月20日（金）から8月30日（月）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

2人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成17年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

(1) 第1次試験

ア 教養試験

警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験（択一式50題、解答時間2時間）を行います。

イ 身体検査

警察官として職務執行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

夏季用運動服を必ず持参してください。

(ア) 身長 155センチメートル以上であること。

(イ) 体重 45キログラム以上であること。

(ウ) 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

(エ) 弁色力 完全であること。

(オ) 聴力 完全であること。

(カ) その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

(2) 第2次試験

ア 口述試験

イ 作文試験

ウ 身体精密検査

エ 体力検査

オ 適性検査

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成16年10月10日 (日曜日) 〔午前 学科試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成16年10月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成16年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成17年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教养を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級4号給(現行給料月額 170,400円)、高校卒程度で公安職給料表1級2号給(現行給料月額 156,700円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページ(http://www.pref.ehime.jp/)の電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(女性)(高卒)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月4日(月)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの電子行政サービス(電子申請システム)で確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 例題等の公表

教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開示内容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	総合得点 及 び 総合順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者		合格発表の日から1週間	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年7月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1 216 ,115
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24 ,323
 - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269 ,353
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松 山 市	382 ,282	127 ,428
今 治 市	95 ,195	31 ,732
宇 和 島 市	49 ,700	16 ,567
八 幡 浜 市	26 ,504	8 ,835
新 居 浜 市	103 ,796	34 ,599
西 条 市	47 ,288	15 ,763
大 洲 市	30 ,917	10 ,306
伊 予 市	24 ,850	8 ,284
北 条 市	23 ,829	7 ,943
東 予 市	27 ,138	9 ,046
四 国 中 央 市	77 ,147	25 ,716
西 予 市	39 ,035	13 ,012
周 桑 郡	19 ,518	6 ,506
越 智 郡	59 ,176	19 ,726
温 泉 郡	33 ,176	11 ,059
上 浮 穴 郡	13 ,305	4 ,435
伊 予 郡	52 ,010	17 ,337
喜 多 郡	25 ,292	8 ,431
西 宇 和 郡	20 ,019	6 ,673
北 宇 和 郡	42 ,161	14 ,054
南 宇 和 郡	23 ,777	7 ,926

雑 報

○公 告

平成16年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成16年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

- 試験期日
平成16年10月24日（日）午後1時から午後3時30分まで
- 愛媛県における試験場所
松山市文京町4 - 2 松山大学
- 試験の科目及び方法
 - 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 40題）	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成16年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養（出題数 20題）	

- 試験の方法
 - 試験は、筆記試験によって行います。
 - 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。
- 受験手続
 - 受付期間
平成16年8月4日（水）から8月31日（火）まで
 - 受付場所
（財）行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。8月31日の消印があるものまで受け付けます。
 - 提出書類
受験願書一式（配布場所については(5)を御覧ください

。)

(4) 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成16年8月2日(月)から8月25日(水)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ)の用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月25日必着のこと)。

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100 8879 東京中央郵便局留

イ 窓口配布

(ア) 配布期間

平成16年8月2日(月)から8月31日(火)まで

(イ) 配布場所

別表に掲げる場所

(6) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03 5251 5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早目に御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成17年1月13日(木)午前9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部管理局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時30分から
愛媛県西条地方局総務福祉部総務調整課	西条市喜多川796-1	午後5時15分まで
愛媛県今治地方局総務福祉部総務調整課	今治市旭町1-4-9	
愛媛県松山地方局総務福祉部総務調整課	松山市北持田町13-2	
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部総務調整課	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県宇和島地方局総務福祉部総務調整課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4-	午前9時

10 - 1 愛媛県三番町ビル 1階	から午後 5時まで
--------------------------	--------------

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

6月30日

愛媛県技術吏員	母里正敏
同	酒井伸也
同	岸陽子
同	井伊真由美
同	山本江理奈

願により本職を免ずる(各通)

○公営企業任免辞令

7月1日

外山貴士

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)4級を命ずる
医監を命ずる
県立三島病院放射線科部長を命ずる

忽那実紀

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院眼科医長を命ずる

石丸崇史

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
県立新居浜病院勤務を命ずる